

富山市民病院テレビ付床頭台等設置運営事業者募集に係る条件

1 施設概要

- (1) 施設名等 富山市今泉北部町2番地1 富山市立富山市民病院
- (2) 敷地面積 29,229.12 m²
- (3) 延床面積 42,954.64 m²
- (4) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造
地下1階、地上8階（一部2階、3階及び4階建）
- (5) 病床数 595床
- (6) 認定事項 日本医療機能評価機構認定病院など
- (7) 駐車場 現駐車場数：472台駐車可能
テレビ付床頭台等設置運営事業者の業務のための駐車場利用は禁止
- (8) 患者数等 入院患者 延べ約147,000人（平成28年度末統計）
外来患者 延べ約253,000人（平成28年度末統計）
職員等 約970人（委託業者等は除く）
- (9) 面会時間 原則、午後2時から午後8時まで
- (10) 南側出入口 午前6時から午後7時まで
開錠時間
- (11) 在院患者数 直近1年間の月別の在院患者数は別紙のとおり

2 設置機器

テレビ付床頭台等設置運営事業（以下、本事業という）の実施にあたり、設置運営事業者が設置する機器は次のとおりとします。

- (1) テレビ付床頭台
テレビ付床頭台とは、床頭台、セーフティボックス、液晶テレビ、冷蔵庫、課金装置で構成するものとします
- (2) アーム式液晶テレビ
- (3) 洗濯機及び乾燥機
- (4) プリペイドカード販売機（以下、カード販売機という）及び精算機

3 現行の機器の設置場所

| 設置機器 | | 設置場所 |
|------|-----------|-----------------------|
| (1) | テレビ付床頭台 | 各病室 |
| (2) | アーム式液晶テレビ | 透析センター（1階）及び外来治療室（3階） |
| (3) | 洗濯機及び乾燥機 | 病棟の洗濯洗面室 |
| (4) | カード販売機 | 東西病棟の各階デイルーム |
| | | 1階精神デイケア科前 |
| | | 1階時間外入退院出入口 |
| | 精算機 | 1階時間外入退院出入口 |

設置場所周辺で、利用可能な設備は次のとおりです。

| | |
|-------------|---|
| 床頭台まわり | <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナ端子 1 病床につき 1 か所の場所と 2 病床につき 1 か所の場所（分配器必要）があります ・地上デジタル放送、BS デジタル放送 ・コンセント 各病床に 2 か所 2 口 |
| 洗濯機及び乾燥機まわり | <ul style="list-style-type: none"> ・各病棟の洗面洗濯室（※）に防水パン、コンセント、排気ダクト ※洗面洗濯室：東西病棟 3～8 階の各病棟に 1 か所、 南病棟 3 階に 1 か所、南病棟 4 階に 2 か所 |
| カード販売機及び精算機 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所にコンセント 1 か所 2 口 |

電気設備・給排水設備の増設、通信回路の開設等が必要な場合は、当院の承認の上、設置運営事業者の負担で行うことができることとします。

4 設置機器と稼働可能病床数について

(1) 病室又は病棟に設置する機器

① テレビ付床頭台と床頭台は、入院患者数に応じた数量を設置してください。これらの機器の必要数量を見積もる際は、下表に示した稼働可能病床数の合計と、別紙の直近 1 年間の月別の在院患者数を参考にしてください。

なお、稼働可能病床数は、当院の事業計画等により変動することがあります。

② アーム式液晶テレビ、洗濯機及び乾燥機の現在の設置数量は下表のとおりです。

| 機器 | テレビ付床頭台 | | 床頭台のみ | アーム式液晶テレビ | 洗濯機 | 乾燥機 |
|---------|---------|----------|-------|-----------|-----------|---------|
| 設置場所 | 病室 | | 病室 | 病室 | 病棟（洗濯洗面室） | |
| 備考 | 稼働可能病床数 | 冷蔵庫の課金設定 | | 稼働可能病床数 | 現在の設置数量 | 現在の設置数量 |
| | | 有料 | 無料 | | | |
| 東病棟 3 階 | 30 | 22 | 8 | 0 | 0 | 1 |
| 東病棟 4 階 | 48 | 38 | 10 | 0 | 0 | 2 |
| 東病棟 5 階 | 42 | 39 | 3 | 2 | 0 | 2 |
| 東病棟 6 階 | 46 | 40 | 6 | 1 | 0 | 2 |
| 東病棟 7 階 | 46 | 41 | 5 | 1 | 0 | 1 |
| 東病棟 8 階 | 43 | 34 | 9 | 1 | 0 | 2 |
| 西病棟 3 階 | 29 | 19 | 10 | 1 | 0 | 1 |
| 西病棟 4 階 | 46 | 43 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 西病棟 5 階 | 46 | 41 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| 西病棟 6 階 | 42 | 37 | 5 | 0 | 0 | 2 |
| 西病棟 7 階 | 46 | 42 | 4 | 0 | 0 | 2 |
| 南病棟 3 階 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 南病棟 4 階 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 4 |
| 透析センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 |
| 外来治療室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 |
| 合計 | 464 | 396 | 68 | 48 | 45 | 23 |

(2) カード販売機と精算機の現行の数量

- ① 現在当院内では、1,000円カードと3,000円カード、2種類のプリペイドカードが使用されており、院内に設置されているカード販売機は千円札のみ使用できるものです。
- ② また現在は、当院1階の売店でカードを購入できるようになっています。
- ③ カード販売機と精算機の現行の設置数量は下表のとおりです。

| 場所 | カード販売機 | | 精算機 | 備考 |
|----------------|--------|--------|-----|----------|
| | 1,000円 | 3,000円 | | |
| 現在販売しているカードの種類 | | | | |
| 3階デイルーム | 1 | 0 | 0 | |
| 4階デイルーム | 1 | 0 | 0 | |
| 5階デイルーム | 1 | 0 | 0 | |
| 6階デイルーム | 1 | 0 | 0 | |
| 7階デイルーム | 1 | 0 | 0 | |
| 8階デイルーム | 1 | 0 | 0 | |
| 1階精神デイケア科前 | 1 | 0 | 0 | |
| 1階時間外入退院出入口 | 1 | 1 | 1 | 3台並んでいます |
| 合計 | 8 | 1 | 1 | |

5 機器設置場所等の貸付について

本事業の実施にあたり、設置運営事業者には、下表のとおり用途を指定した上で、当院の指定場所を貸し付けるものとします。設置機器の保守要員の作業部屋として貸し付ける場所については、当院の事業計画等により変更する場合があります。

| 貸付場所 | 用途及び面積の積算 | 現在の作業部屋面積と 現在の機器占有面積（参考） |
|-----------------------|--|-----------------------------|
| 院内の一室 | 設置機器の保守要員の作業部屋として （作業部屋面積を貸付面積とします） | 17.69m ² |
| 各病棟洗濯洗面室 | 洗濯機及び乾燥機の設置場所として （機器占有面積を貸付面積とします） | 17.53m ² |
| 院内指定場所 上記4（2）に示す場所 | カード販売機及び精算機の設置場所として （機器占有面積を貸付面積とします） | 1.04m ² |
| 合計貸付面積 | | 36.26m² |

6 設置条件

- (1) 地方自治法第238条の4第2項に基づく行政財産の貸付として取り扱います。
- (2) 貸付期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。6年目以降については原則再度公募としますが、諸条件を勘案の上、最大7年目まで契約を更新することも可能とします。ただし、条例、規則及び契約内容等に違反した場合、並びに本事業の運営に支障があると判断した場合は、5年以内であっても契約を継続できないものとします。また、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約内容等に違反する行為があると認められるときは、契約の全部若しくは一部を取消、又は変更することがあります。

- (3) 貸付場所（上記5）を、指定した用途以外に使用することは禁止します。また、権利を第三者に譲渡又は転貸することはできないものとします。
- (4) 上記5の合計貸付面積を算定対象として計算した貸付料（冷暖房費・設備管理料含む）を毎年当院へ納入することとします。
上記5の合計貸付面積（36.26㎡）を平成29年度基準で計算した場合
積算額 年652,380円
貸付契約の締結時には、平成30年度基準で貸付料を再計算します。
- (5) 売上手数料を毎月当院へ納入することとします。
売上手数料は、設置運営事業者が提案する一定の割合を、プリペイドカード販売の売上高（税込）と洗濯機及び乾燥機の売上高（税込）の合計額に乗じて得た額とします。
- (6) 本事業の実施にあたり必要となる以下の経費は、設置運営事業者の負担とします。
- ① 清掃及び保守に要する費用並びに廃棄物等の処理費用
 - ② 通信運搬費、消耗品費、その他事業の実施に関する経費
 - ③ 入院案内放送の作成及び更新に要する一切の費用
 - ④ テレビ付床頭台の利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
 - ⑤ NHKとの受信契約事務及び受信料の支払い（BS放送分を含む）
 - ⑥ 設置機器に係るセキュリティ経費及び火災保険等の保険料
 - ⑦ 故意又は重大な過失なく発生した設置機器の破損に対する修繕費等の復旧費用
 - ⑧ 落雷や停電により発生した設置機器の破損に対する修繕費等の復旧費用
 - ⑨ 設置運営事業者が退去する際の現状復旧に要する費用

7 本事業の運営に関わる条件

- (1) 患者の利用及び当院の業務に支障がないように設置運営にあたること。
- (2) 設置運営事業者には賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めないこと。
- (3) 設備導入後の保守管理、修理等メンテナンスサービスについては、設置運営事業者が責任を持って体制を確立し、速やかに実施すること（平日は保守要員を1名以上配置すること）。
- ① 予備のテレビ付床頭台を準備するなど速やかに故障に対応できること。
 - ② 保守管理、修理メンテナンスサービスの体制について、当院から改善を求められた場合は、当院の指示に従い、速やかに改善すること。
 - ③ 患者等からの苦情、トラブルには迅速に対応すること。
 - ④ 洗濯機及び乾燥機について、1日に1回以上清掃を行うとともに定期的に点検を行うこと。特に衣類乾燥機専用フィルターの点検、清掃、交換は、土・日・祝日を除く平日には必ず実施すること。
 - ⑤ 毎月1回メンテナンスサービスの結果を当院へ報告すること。
 - ⑥ 設置運営事業者は、決められた制服・担当者にて病棟を巡回し、利用者の退院後、設置機器の清掃を実施し、速やかに次の利用者へ提供すること。
 - ⑦ テレビ付床頭台を構成する冷蔵庫の利用料金について、有料の病床と無料の病床との間で移動させることがあるため、課金装置の有料・無料の切替を速やかに実施すること。
- (4) 当院の過失による場合を除き、設備の破損、紛失、盗難については、設置運営事業

者が責任を負うこと。

- (5) 設置運営事業者は、常に利用者の意見を聴取し、サービスの向上に努めること。
- (6) 設置運営事業者が、次の各号に該当するときは、当院は無条件に契約を解除することができるものとする。
 - ① 募集に係る条件に定める義務を履行しないとき。
 - ② 本事業を適正に履行できないと認めたととき。
- (7) 下請け等の禁止
 - ① 第三者への業務の下請け、委託は禁止する。
 - ② やむを得ず業務の一部を下請けに出す場合は、当院の承認を得てから行うこと。
- (8) 故障対応や緊急時、また当院からの要請があった場合、1時間以内に到着、対応ができる体制をとること。
- (9) 設置運営事業者は、設置機器を衛生的に管理するものとし、管理方法について当院と協議し、当院の指示に従うこと。また、定期的に衛生検査を行うとともに、感染症患者が出た場合は、速やかに当院が指定する消毒等の対処を行うこと。
- (10) 設置機器や付随するシステムに関する当院の要望に対して、誠意をもって対応すること。
- (11) 当院から経営及び運営に関する資料提出の要求があった場合は速やかに提出すること

8 設置機器の料金体系と支払方式

設置機器の現行の料金体系と支払方式は下表のとおりです。

- (1) 機器の利用料金は、患者負担を考慮して現行以下とすること。
- (2) 支払方式は、現行どおりとすること。ただし、現在硬貨での支払いとしている洗濯機及び乾燥機を、カード方式に統一することも可能とする。
- (3) カード方式とする場合は共通のカードですべての機器を利用できるようにすること。
- (4) 南病棟4階に設置する洗濯機及び乾燥機は、必ずカード方式とすること。

| 機器 | 料金体系 | 支払方式 | 備考 |
|-----------------------|---|-----------|---------|
| 床頭台・ セーフティボックス | 無料（注） | | |
| 床頭台用テレビ・ アーム式液晶テレビ | 税込 1,000 円カードで約 1,260 分 税込 3,000 円カードで約 4,020 分 (単位時間あたりの視聴料金が割安) | カード | |
| 冷蔵庫 | 1 日単位で課金 1 日 税込 100 円 一部病室では無料（注） | カード | |
| 洗濯機 | 1 回につき稼働時間 4 5 分 1 回 税込 100 円 | 硬貨 | 東西病棟 |
| | | 硬貨とカードの両方 | 南病棟 3 階 |
| | | カード | 南病棟 4 階 |
| 乾燥機 | 1 回につき稼働時間 6 0 分 1 回 税込 100 円 | 硬貨 | 東西病棟 |
| | | 硬貨とカードの両方 | 南病棟 3 階 |
| | | カード | 南病棟 4 階 |

(注) 前述の、4 設置機器と稼働可能病床数について(1)に記載した、課金設定を無料とする冷蔵庫と、一部の床頭台(床頭台のみで設置するもの)の設置費用は、当院で負担するものとします。当院が負担する費用の算定方法は、選定された提案者と協議の上決定するものとします。

9 設置機器の要求水準

設置機器のうち、(1)から(4)までの機器については、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項に定める古物に該当しないものを用意すること。

(1) 床頭台及びセーフティボックス

- ① テレビを含めて病室に作りつけの収納棚の下部に収まり、ベッド周辺での医療行為に支障がないサイズにすること。

現行の床頭台のサイズ：幅46cm×奥行46cm×高さ172cm相当

- ② 東病棟3階と西病棟3階に設置する床頭台は、ピンク色など、通常の病棟とは異なる色で、病棟に調和した色の機器を用意できるようにすること。
- ③ 転倒防止に配慮した機器を用意すること。
- ④ 角に丸みを持たせるなど、安全面に配慮した機器を用意すること。
- ⑤ 抗菌性、耐熱性、耐水性及び耐久性に優れた機器を用意すること。
- ⑥ キャスターは、簡単に四輪ロックができ、一目でロック確認ができること。ただしワイヤー式は不可とする。また移動時の静粛性に配慮した機器を用意すること。
- ⑦ 揮発性有機化合物(VOC)(特にホルムアルデヒド)について、十分な対策が施された機器を用意すること。
- ⑧ 床頭台下部に埃などが溜まりにくい構造にすること。
- ⑨ 移動時の支障にならないよう、電源ケーブル、テレビのアンテナ線の収納に配慮した構造にすること。
- ⑩ 20リットル～25リットルの冷蔵庫が収納できること。
- ⑪ セーフティボックスは別途設置するのではなく、引き出しにカードキー等の鍵を備え、長財布やお見舞い袋、ポーチ等が収納できるようなものとする。
- ⑫ セーフティボックスの鍵は複製が困難なものとし、利用者が鍵を紛失した場合は、マスターキーで解錠や交換が可能であり、新たな鍵を早急に提供できること。新たな鍵の設置後は、旧の鍵では解錠できないようにすること。また、鍵交換は無償で対応すること。
- ⑬ セーフティボックスは、こじ開け等の盗難防止機能に配慮したものとする。
- ⑭ 南病棟4階の病室に設置する床頭台は、セーフティボックスは不要とする。

(2) 床頭台用テレビ(病室用)

- ① 19型の薄型テレビ(画面の比率は16:9、前面イヤホン端子付)で、ワイヤレスリモコン付とすること(現在の床頭台用テレビのサイズは19型)。専用のイヤホンを用いることなく、利用者が持ち込んだイヤホンで視聴可能とすること。
- ② 東病棟3階と西病棟3階に設置するテレビのみ、DVDプレイヤーを備え付けたものとする。
- ③ ワイヤレスリモコンは、ひも等で落下防止の措置を行うとともに、他のテレビと干渉しにくくすること。

- ④ 操作ボタンは文字・ボタンが大きく、高齢者にも操作しやすいものとする。
- ⑤ リモコンのボタン操作により画面上に字幕を表示できるものであること。
- ⑥ 地上デジタルチューナー、BSデジタルチューナー内蔵とすること。
- ⑦ プリペイドカードがなくても入院案内放送（無料放送）が視聴できる機能を有すること。
- ⑧ テレビは床頭台固定式で、上下左右の角度を容易に調節可能とすること。
- ⑨ 当院の入院案内放送を作成し、無料（プリペイドカードを必要としない）で入院案内放送が視聴できるシステム及び機器を設置すること。なお作成にあたっては、当院の意見を十分取り入れたものとし、内容に変更がある場合は、その都度無償で対応すること。

(3) アーム式液晶テレビ（透析センター、外来治療室用）

- ① 画面のサイズは11型、解像度は800×480以上とすること（現在のアーム式液晶テレビは11型）。
- ② パネルはカラーTFT液晶パネルとすること。
- ③ 視野角は水平130°、垂直120°以上とすること。
- ④ 輝度330cd/m²、コントラスト250：1以上とすること。
- ⑤ アーム部の全長は100cm程度、質量は4kg以下とすること。
- ⑥ アーム部は自由に画面を動かせるよう、複数箇所可動できる構造を有すること。また透析ベッド等にも設置できるよう、必要な取付器具を準備して設置すること。
- ⑦ イヤホン端子付きで、専用のイヤホンを用いることなく、利用者が持ち込んだイヤホンで視聴可能とすること。
- ⑧ ワイヤレスリモコンは、ひも等で落下防止の措置を行うとともに、他のテレビと干渉しにくくすること。
- ⑨ 操作ボタンは文字・ボタンが大きく、高齢者にも操作しやすいものとする。
- ⑩ リモコンのボタン操作により画面上に字幕を表示できるものであること。
- ⑪ 地上デジタルチューナー、BSデジタルチューナー内蔵とすること。
- ⑫ プリペイドカードがなくても入院案内放送（無料放送）が視聴できる機能を有すること。
- ⑬ 当院の入院案内放送を作成し、無料（プリペイドカードを必要としない）で入院案内放送が視聴できるシステム及び機器を設置すること。なお作成にあたっては、当院の意見を十分取り入れたものとし、内容に変更がある場合は、その都度無償で対応すること。

(4) 冷蔵庫

- ① 容量は20リットル～25リットルとすること。
- ② 霜取り不要とすること。
- ③ 運転音は概ね20dB以下の特殊静音タイプであり、未使用時の臭い対策、冷えの対策（高気密）を施したものとすること。
- ④ 年間消費電力や放熱が少ない電子冷却タイプであること。コンプレッサータイプは不可とする。
- ⑤ 冷蔵庫の中が見やすいようにライト付であり、取り出しが容易であること。また閉

め忘れ防止機能を有すること。

- ⑥ 抗菌仕様（S I A A認定品）とすること。

(5) 洗濯機及び乾燥機

- ① 洗濯機及び乾燥機の設置場所及び設置台数は、現行どおりとすること（上記4参照）。
- ② 洗濯・脱水容量、乾燥容量はともに5kg以上とすること。
- ③ 洗濯時の標準使用水量は120リットル以下とすること。
- ④ 省エネルギー、低騒音に配慮した機器とすること。
- ⑤ 全自動とすること。
- ⑥ 洗濯機、乾燥機の単独の設置に代えて、洗濯乾燥機の設置提案も可とする。
- ⑦ 現行の洗濯機及び乾燥機の寸法（幅×奥行×高さ）
洗濯機 650×640×1100mm 相当
乾燥機 700×550×750mm 相当

(6) カード販売機

- ① カード販売機の設置場所及び設置台数、並びにプリペイドカードの種類は現行どおりとすること（上記4参照）。
ただし、1階時間外入退院出入口に設置するカード販売機は、本事業において取り扱うプリペイドカードの全種類を1台で販売できるものである場合は、設置台数を1台とすることも可とする。
- ② 床頭台用テレビ、アーム式液晶テレビ、冷蔵庫、洗濯機及び乾燥機は共通のプリペイドカードで利用できるものとすること。
- ③ カード販売機で使用できる紙幣については、上記4（2）に記した現行の水準以上とすること。
- ④ また当院1階の売店でプリペイドカードを購入できるよう、売店事業者と協力体制をとること。
- ⑤ カード販売機は、車椅子利用者に配慮した高さとし、転倒防止及び盗難防止等の防犯上必要な措置を講じること（盗難等の被害は、すべて事業者がその責を負うこと）。
- ⑥ 現行のカード販売機の寸法（幅×奥行×高さ）
カード販売機 310×330×1100mm 相当

(7) 精算機

- ① 精算機の設置場所及び設置台数は、現行どおりとすること（上記4参照）。
- ② 精算手数料は無料とし、10円単位で払い戻しできるものとすること。
- ③ 精算機は、車椅子利用者に配慮した高さとし、転倒防止及び盗難防止等の防犯上必要な措置を講じること（盗難等の被害は、すべて事業者がその責を負うこと）。
- ④ 現行の精算機の寸法（幅×奥行×高さ）
精算機 400×350×1100mm 相当

(8) 課金装置

- ① 課金装置は、残時間・残度数を分かりやすく表示すること。
- ② 利用料金は1度数単位で引き落としできるものとすること。

- ③ 入院患者の病室の移動に伴う床頭台の移動によって、冷蔵庫の利用料金が有料または無料になるため、課金装置の設定で容易に切り替えができるものにする事。
- ④ 停電や床頭台移動時の電源遮断によって課金に支障をきたさない事。

10 その他の条件

- (1) 本事業のため常駐する従業員は、病室をはじめ院内で患者と接する業務であることを十分に自覚し、清潔感のある身なり、適切な言葉遣いで業務を履行すること。
- (2) 従業員には定期健康診断や各種予防接種を受診させるなど、健康管理を行うこと。
- (3) 当院が必要と認めた場合、参加を求めた委員会等に従業員を参加させること。
- (4) 従業員の駐車場は、設置運営事業者の負担で準備すること。
- (5) 利用者へのサービス向上のために、定期的にアンケート等を実施し、常にサービスの向上に努めること。
- (6) 毎月月初めに、前月分の売上高等、当院が求める定期報告を行うこと。また、当院の求めに応じ機器の利用状況を把握し、報告できるようにすること。
- (7) 受電設備の点検等のため、事前に連絡の上停電作業を実施する場合がありますので、協力すること。
- (8) 契約期間が満了した場合、または契約が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
- (9) 退去の際には、次の設置運営事業者への業務の移行が円滑に行われるよう、遺漏無く引き継ぎを行うこと。
- (10) その他当院から指示のある事項について、速やかに対応すること。

(別紙) 直近1年間の月別の在院患者数

集計期間：2016年10月1日から2017年9月30日まで

集計対象：東病棟3階～8階、西病棟3階～7階、南病棟4階

| | | 2016年 | | | 2017年 | | | | | | | | |
|------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| テレビ付床頭台 を設置する病室の 在院患者数 | 日平均 | 341.1 | 321.4 | 327.8 | 337.9 | 352.9 | 304.6 | 292.4 | 307.9 | 293.9 | 300.5 | 302.5 | 311.2 |
| | 最大時 | 367 | 355 | 375 | 394 | 388 | 351 | 328 | 335 | 331 | 324 | 337 | 343 |
| 床頭台のみを設 置する病室の 在院患者数 | 日平均 | 30.2 | 32.3 | 30.5 | 31.5 | 33.2 | 27.9 | 28.1 | 28.9 | 30.3 | 25.8 | 26.8 | 26.8 |
| | 最大時 | 36 | 35 | 33 | 35 | 39 | 33 | 31 | 32 | 34 | 30 | 30 | 30 |

日平均：在院患者数1か月分の合計を、その月の日数で割った値。

最大時：在院患者数が最も多かった日の人数。